

手稲区マスコットキャラクターていぬ使用基準

平成22年2月23日制定

令和8年6月1日改定

(前文)

手稲区マスコットキャラクターていぬは、手稲区区制20周年を契機に、手稲区に活力を与え、手稲区への愛着を深めてもらうことを目的として制定されました。

この手稲区マスコットキャラクターていぬは、手稲区民の皆さんをはじめ多くの方に活用され、愛されてこそ、本来の目的を果たすことができると考えます。

そこで、誰もが手稲区マスコットキャラクターていぬを使用することができるように、また、その使用により手稲区マスコットキャラクターていぬそのものや手稲区のイメージを損なうことのないよう、使用基準を次のとおり定めます。

この使用基準を守って活用し、手稲区マスコットキャラクターていぬがより一層愛されるよう、皆さんで育てていきましょう。

(総則)

第1条 この基準は、手稲区マスコットキャラクターていぬの使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な活用を促すことにより、活気あふれる元気な手稲区の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における定義は次のとおりとする。

- (1) 「ていぬ」とは、手稲区マスコットキャラクターていぬに関するすべての総称をいう。
- (2) 基本デザインとは、公式ホームページ「ていぬの部屋」のていぬイラストダウンロードページ (URLは下記参照) において公開されているデータを指す。

※ URL:<https://www.city.sapporo.jp/teine/20pj/character/teinuillustr.html>

(管理者)

第3条 「ていぬ」の管理者 (以下「管理者」という。) は、ていぬ活用委員会とする。

(権利等)

第4条 「ていぬ」に関する一切の権利及び権限は管理者に属し、「ていぬ」を使用する者が自己のものとして商標及び意匠として登録することはできないものとする。

(意匠の使用)

第5条 「ていぬ」の意匠は、個人、企業、その他の団体において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

2 「ていぬ」の意匠を使用する場合は、あらかじめ「意匠使用申請書（様式1）」により申請し、管理者の承認を受けなければならない。ただし、以下の要件をすべて満たす場合は申請を要しない。

(1) 基本デザインを加工せずに使用すること。（縦横比を変えずに大きさのみを変更して使用する場合は加工に含まない。）

(2) 販売や広告・宣伝など営利目的で行う活動において使用するものではないこと。

(3) 個人的な使用、又は企業、学校、サークルなど特定の範囲内の内部資料等における使用、若しくはこれに準ずる使用であること。

3 別表に掲げる団体が地域振興、教育、青少年育成、その他の公益に関する事業や活動において使用する場合は、前項のうち第1号及び第2号に掲げる要件を満たせば申請を要しない。

(立体化)

第6条 「ていぬ」の立体化（人形、模型、その他これらに類するものの制作を指す。）をしようとする場合は、あらかじめ「意匠使用申請書（様式1）」により申請し、管理者の承認を受けなければならない。

2 「ていぬ」の立体化を行う際は、あらかじめ設計又は試作段階において管理者の監修を受け、その指示に従わなければならない。

3 完成した立体物が著しく公序良俗に反する場合、又は原形を留めないほど造形が著しく損なわれていると判断される場合、管理者はその使用の差し止め又は廃棄を命じることができ。

4 別表に掲げる団体が地域振興や教育を目的として一時的に立体物を制作（雪像、かかし、手作り看板等）し、行催事において使用しようとする場合は、本条の規定に関わらず、申請を要しない。ただし、当該立体物を恒久的に設置する場合や、有償で譲渡する場合は、申請を要する。

(着ぐるみの使用)

第7条 ていぬ活用委員会が所有する「ていぬ」の着ぐるみを使用する場合は、「着ぐるみ使用申請書（様式2）」により申請し、管理者の承認を受けなければならない。

2 「ていぬ」の着ぐるみの使用にあたっては、「着ぐるみ使用申請書（様式2）」に記載の承認条件および注意事項を遵守すること。

3 「着ぐるみ使用申請書（様式2）」の受付期間は、使用日の2か月前（別表に掲げる団体が使用する場合及び管理者が特に認める場合は6か月前）から使用日の前日までとする。

(決定の通知)

第8条 管理者は、申請に対して承認を決定したときは、次の各号に定める様式により通知するものとする。

- (1) 意匠の使用又は立体化の申請（第5条第2項又は第6条第1項）意匠使用承認通知書（様式3）
- (2) 着ぐるみの使用の申請（第7条第1項） 着ぐるみ使用承認通知書（様式4）

2 管理者は、不承認を決定したときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(使用料)

第9条 「ていぬ」の使用料は、原則無償とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、使用料を徴収することができる。

(使用の禁止)

第10条 以下に掲げる事項については、「ていぬ」の使用を禁止する。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる、又は反するおそれがある場合
- (2) 手稲区の信用や品位を傷つけ、又は手稲区のイメージを損なうと認められる場合
- (3) 「ていぬ」のキャラクター性や世界観を損なうと認められる場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表明し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) 第三者の利益を不当に害すると認められる場合
- (6) その他、使用を承認することが適当でないと認められる場合

(不正使用)

第11条 第5条及び第7条に定める事項に違反したことが発覚した時は、管理者は使用者に対し期限を定め改善を求める。当該期間を経過して、なお改善が図られない場合（使用者と連絡が取れない場合も含む。）は、不正使用例として公表したうえ、以降の使用を認めない。

(使用者の責任)

第12条 「ていぬ」の使用において自己や第三者へ損害を与えた場合について、管理者は一切の責任を負わないものとする。また、第三者との間で紛争等が生じた場合は、使用者の責任と費用において解決するものとする。

- 2 使用者が製造する「ていぬ」に関する物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、管理者に対し損害を与え、又は負担を課してはならない。
- 3 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの使用基準の各条項に違反することがないよう管理監督責任を負わなければならない。

- 4 受託者の違反行為により管理者が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この使用基準に定めるもののほか「ていぬ」の使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表

使用団体
<ul style="list-style-type: none">・ 手稲区役所・ 手稲消防署・ 手稲警察署・ 手稲区青少年育成委員会・ 手稲区スポーツ推進委員会・ 手稲区内のまちづくり協議会・ 手稲区内の連合町内会・ 手稲区内の連合町内会がその構成員である地域コミュニティ団体・ 手稲区民生委員児童委員協議会・ 手稲区保護司会・ 手稲区内の幼稚園・ 手稲区内の保育園・ 手稲区内の子ども会・ 手稲区内の小学校及び中学校（PTAを含む）・ その他ていぬ活用委員会が特別に認める団体

手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」 意匠使用申請書

手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」を使用したいので承認願います。
なお、下記使用条件を遵守いたします。

申請日	令和 年 月 日
申請者	住所 (〒 -)
	団体名
	代表者
	連絡先 担当者名： (電話番号 - -) (メールアドレス)
使用用途	<input type="checkbox"/> イラストの使用 (用途：) <input type="checkbox"/> イラストを加工する (見本を添付してください) <input type="checkbox"/> イラストを加工しない <input type="checkbox"/> 立体物の製作 (完成見本を添付してください) <input type="checkbox"/> その他 ()
営利性	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利
使用期間	自) 令和 年 月 日 ~ 至) 令和 年 月 日
使用条件	<p>○使用にあたっては、別紙「使用基準」を熟読のうえ、適切に使用すること。</p> <p>○別紙「使用基準」に定める事項に違反した場合は、使用承認を取り消す場合がある。</p> <p>○承認を得た使用权の譲渡又は転貸を禁止する。</p> <p>○使用前に当該使用に係る完成見本を提出すること。なお、完成見本の提出が困難である場合は、写真等の完成形を確認できるものの提出をもって変えることができる。。</p> <p>○使用にあたって、事故や第三者へ損害を与えた場合は、使用者が全ての責任を負うものし、ていぬ活用員会は一切の責任を負わない。</p> <p>また、上記事案が発生した場合は、速やかにていぬ活用委員会事務局 (手稲区市民部地域振興課Tel011-681-2445) へ報告すること。</p>

----- (事務処理欄) -----

上記の申請について、承認してよろしいか伺います。

決裁欄	地域振興課長	係長	係

承認	可 ・ 不可
承認日	年 月 日
管理番号	

手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」 着ぐるみ使用申請書

手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」の着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」という。）
を使用したいので承認願います。

なお、着ぐるみの使用にあたり使用条件・使用に関する注意事項を遵守いたします。

申請日	令和 年 月 日			
申請者	住所	(〒 -)		
	団体名			
	代表者			
	連絡先	担当者名：	(電話番号 - -)	
		(メールアドレス)	
使用用途				
使用場所	<input type="checkbox"/> 屋内	<input type="checkbox"/> 屋外		
使用目的の営利性	<input type="checkbox"/> 営利	<input type="checkbox"/> 非営利		
付属品の借用	<input type="checkbox"/> たすき	<input type="checkbox"/> はっぴ	<input type="checkbox"/> マフラー	<input type="checkbox"/> その他 ()
借受日	令和 年 月 日 (時頃)			
返却日	令和 年 月 日 (時頃)			
承認条件	<p>○使用にあたり、裏面「注意事項」を熟読のうえ、適切に使用すること。</p> <p>○裏面「注意事項」に定める事項に違反した場合は、使用承認を取り消す場合がある。</p> <p>○無断転貸を禁止する（使用者間で受け渡しをする場合は、別途届出すること。）。</p> <p>○返却前には、汚損・破損等の有無を確認し、「返却確認書」とともにていぬ活用委員会事務局（手稲区市民部地域振興課）窓口へ返却すること。</p> <p>○使用にあたって、事故や第三者へ損害を与えた場合は、使用者が全ての責任を負うものし、ていぬ活用委員会は一切の責任を負わない。</p> <p>また、上記事案が発生した場合は、速やかにていぬ活用委員会事務局（手稲区市民部地域振興課Tel011-681-2445）へ報告すること。</p> <p>○使用者が着ぐるみ及び付属品について、汚損・破損・紛失・故障・改造等を生じさせた場合は、ていぬ活用委員会事務局が指定する方法で現状回復を行うこと。また、それにより発生した費用を負担すること。</p>			

----- (事務処理欄) -----

上記の申請について、承認してほしいか伺います。

決 裁 欄	地域振興課長	係長	係

承認	可 ・ 不可
承認日	年 月 日
貸出	号機

「ていぬ」着ぐるみの使用に関する注意事項

「着ぐるみ」及び付属品を使用される場合は、以下のことに注意してください。

1 使用上の注意事項

- (1) 着ぐるみの使用にあたっては、別紙「着ぐるみ取扱説明書」の手順に従って適切に行うこと。
- (2) 湿気の多い場所で使用を避け、雨天時の屋外では使用しないこと。また、水たまり等にも十分気を付けること。
- (3) 火気のそばで使用しないこと。
- (4) 視野が狭いため、補助者が必ず付くこと。
- (5) 足の上げ下げが難しいため、段差のある場所への移動には注意すること。
- (6) 着ぐるみ内は高温多湿となるため、同一人物による連続着用時間は30分以内とする。また、夏季等の気温が高い時期や高温の室内での使用にあたっては、熱中症等に十分に注意すること。
- (7) 防臭のため、使用後の着ぐるみは風通しの良い場所で乾燥させること。
- (8) 着ぐるみの借受及び返却の期日を厳守すること。
- (9) 鼻の部分（アクリル板）が脆く、破損の恐れがあるため、運搬・着脱の際には、十分に注意すること。
- (10) 承認された使用目的・期間以外での使用をしないこと。

2 マスコットキャラクターとしての遵守事項

キャラクターのイメージを保つため、緊急時を除き、以下のことを遵守してください。

- (1) 着ぐるみ着用時は声を出さないこと。
- (2) 公衆の面前で着ぐるみの着脱をしないこと。
- (3) 着用する際は、外から着用者が見えていないか必ず補助者が確認すること。
- (4) 付属品以外のコスチュームの着用やオリジナル看板等を持たせたい場合は、申請時に申し出ること。

3 着用する者の条件

- (1) 原則として、中学生以上（18歳未満は必ず保護者または責任者の同意を得ること。）
- (2) 身長155センチ～170センチ程度（それ以上の身長の方の着用はご遠慮ください。）

令和 年 (年) 月 日

〇〇〇〇〇〇〇
代表 〇〇 〇〇 様ていぬ活用委員会
会長 〇〇 〇〇手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」
意匠使用承認通知書

令和 年 月 日付けの意匠使用申請につきまして、次のとおり使用を承認いたします。

使用目的 (対象物の名称など)	
使用区分	1.印刷物 2.WEB上の利用 3.立体物 4.その他 ()
営利性	1.営利 2.非営利
使用期間	自) 令和 年 月 日 ~ 至) 令和 年 月 日
使用者	〇〇 〇〇
許可番号	2026-01
特記事項	1 使用にあたり、「手稲区マスコットキャラクターていぬ使用基準」及び「ていぬイラスト・着ぐるみ利用の手引き」に定められている事項を遵守すること。 2 申請内容を変更する場合は、速やかに連絡し承認を受けること。 3 決定通知後、不相当と認められる事項があるときは、承認を取り消す場合があります。

令和 年 () 年) 月 日

〇〇〇〇〇〇〇
代表 〇〇 〇〇 様ていぬ活用委員会
会長 〇〇 〇〇手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」
着ぐるみ使用承認通知書

令和 年 月 日付けの着ぐるみ使用申請につきまして、次のとおり使用を承認いたします。

使用用途 (イベントの名称など)	
使用場所	1.屋内 2.屋外
営利性	1.営利 2.非営利
付属品の使用	1.たすき 2.はっぴ 3.マフラー 4.その他 ()
貸出日	令和 年 月 日 (時頃)
返却日	令和 年 月 日 (時頃)
使用者 (団体名)	〇〇 〇〇
特記事項	1 使用にあたり、「手稲区マスコットキャラクターていぬ使用基準」、「ていぬイラスト・着ぐるみ利用の手引き」及び「「ていぬ」着ぐるみの使用に関する注意事項(裏面)」に定められている事項を遵守すること。 2 申請内容を変更する場合は、速やかに連絡し承認を受けること。 3 決定通知後、不相当と認められる事項があるときは、承認を取り消す場合があります。

「ていぬ」着ぐるみの使用に関する注意事項

「着ぐるみ」及び付属品を使用される場合は、以下のことに注意してください。

1 使用上の注意事項

- (1) 着ぐるみの使用にあたっては、別紙「着ぐるみ取扱説明書」の手順に従って適切に行うこと。
- (2) 湿気の多い場所で使用を避け、雨天時の屋外では使用しないこと。また、水たまり等にも十分気を付けること。
- (3) 火気のそばで使用しないこと。
- (4) 視野が狭いため、補助者が必ず付くこと。
- (5) 足の上げ下げが難しいため、段差のある場所への移動には注意すること。
- (6) 着ぐるみ内は高温多湿となるため、同一人物による連続着用時間は30分以内とする。また、夏季等の気温が高い時期や高温の室内での使用にあたっては、熱中症等に十分に注意すること。
- (7) 防臭のため、使用後の着ぐるみは風通しの良い場所で乾燥させること。
- (8) 着ぐるみの借受及び返却の期日を厳守すること。
- (9) 鼻の部分（アクリル板）が脆く、破損の恐れがあるため、運搬・着脱の際には、十分に注意すること。
- (10) 承認された使用目的・期間以外での使用をしないこと。

2 マスコットキャラクターとしての遵守事項

キャラクターのイメージを保つため、緊急時を除き、以下のことを遵守してください。

- (1) 着ぐるみ着用時は声を出さないこと。
- (2) 公衆の面前で着ぐるみの着脱をしないこと。
- (3) 着用する際は、外から着用者が見えていないか必ず補助者が確認すること。
- (4) 付属品以外のコスチュームの着用やオリジナル看板等を持たせたい場合は、申請時に申し出ること。

3 着用する者の条件

- (1) 原則として、中学生以上（18歳未満は必ず保護者または責任者の同意を得ること。）
- (2) 身長155センチ～170センチ程度（それ以上の身長の方の着用はご遠慮ください。）